

山梨県公報

号外第三十号

平成十九年

三月三十日

金 曜 日

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 企業局 | 一 |
| 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程 | 一 |
| 山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 | 一 |
| 山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程 | 二 |
| 山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 | 二 |
| 山梨県企業局議規程の一部を改正する規程 | 三 |
| 山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部を改正する規程 | 三 |
| 監査委員 | 三 |
| 山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 | 三 |
| 山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令 | 四 |

企 業 局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 堀 内 順 一

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程
山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項中、「、吏員をもつてあて」を削り、同条第五項中、「、吏員又は職員以外の職員をもつてあて」を削り、同条第六項中、「、あらかじめ所長」を「あらかじめ所長」に、「職員を」を「職員を、第五項に定める現金取扱員は職員のうちから」に改める。

第六条の二中「事務吏員」を「職員」に改める。

第三十五条の二の見出し中「会議」を「合議」に改める。

第五十五条第二項中「預り金」を「預り証」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 堀 内 順 一

企 業 局

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局議規程の一部を改正する規程

山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部を改正する規程

監 査 委 員

山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 堀 内 順 一

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「吏員以外の職員の職名に関する規程(昭和三十六年一月山梨県訓令甲第一号)第一条」を「次の各号に掲げる職名を有する職員」に改め、「第七条第一項第三号及び第四号」の下に「に掲げる職を占める企業職員」を加える。

第五条の見出しを「(管理職手当の支給職及び区分)」に改め、同条第一項中「監督の職にある」を「監督の職を占める」に、「職の範囲は」を「職は」に改め、「とし、その職にある企業職員に支給する管理職手当の月額は、給料月額に同表に掲げる支給割合を乗じて得た額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 別表第三に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の支給区分欄に定める区分とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(管理職手当の支給額)

第五条の二 前条第一項に規定する職を占める企業職員に支給する管理職手当の額は、当該企業職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第一項の規定による区分に応じ、別表第三の二の管理職手当額欄に定める額とする。

別表第三中「区 分」を「支給区分」に、

| | |
|----|--------|
| 次長 | 三(管理)種 |
| 長 | 二(管理)種 |
| 次長 | 三(管理)種 |
| 長 | 二(管理)種 |

に改め、同表備考を削る。

| | |
|----|--------|
| 次長 | 三(管理)種 |
| 長 | 二(管理)種 |

参事 四 種

別表第三の次に次の一表を加える。
別表第三の二（第五条の二関係）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|----------|
| 9 級 | 一 種 | 130,300円 |
| | 二 種 | 117,500円 |
| | 三 種 | 108,100円 |
| 8 級 | 四 種 | 94,000円 |
| | 五 種 | 79,700円 |
| | 六 種 | 70,800円 |
| 7 級 | 七 種 | 66,500円 |
| | 八 種 | 58,200円 |
| | 九 種 | 49,900円 |

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規程による改正後の山梨県企業職員の給与に関する規程（以下「新規規程」という。）により管理職手当を支給する職を占める企業職員のうち、新規規程第五条の二の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる企業職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
 - 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
 - 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる企業職員の区分に応じ、当

該各号に定める額をいう。

一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する企業職員以外のものうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規程による改正前の山梨県企業職員の給与に関する規程第五条に規定する別表第三の区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）又は旧区分より高い区分に相当する新規規程別表第三の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職をいう。第三号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

二 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する企業職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規規程別表第三の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める企業職員をいう。第四号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規規程別表第三の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

三 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規規程別表第三の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

五 前各号に掲げる企業職員のほか、施行日以降に給料表の適用を受けていない地方公務員、国家公務員その他管理者の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに企業職員となったものうち、局内の他の企業職員との均衡を考慮して前各号に掲げる企業職員に準ずるものと認められる企業職員 管理者が定める額

(山梨県企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程)

4 山梨県企業職員の給与の特例に関する規程（平成十七年山梨県企業局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条」を「第五条の二及び別表第三の二」に、「同条」を「同表」に改める。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 堀 内 順 一

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程
山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項各号を次のように改める。

- 一 技監 上司の命を受け、重要事項についての企画に参画し、及び専門的技術に係る重要事項を整理する。
 - 二 参事 上司の命を受け、重要事項についての企画に参画し、又は特定事項を整理する。
 - 三 企画調整主幹 上司の命を受け、基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。
 - 四 主幹 上司の命を受け、局内の基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。
 - 五 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する。
- 第七条第二項第一号中、「吏員をもつてあて」を削り、同項第二号中、「吏員以外の職員をもつてあて」を削る。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 堀 内 順 一

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程
山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「次長」を「局長及び次長」に、「技監」を「技監、参事」に改める。
別表第二中「技監」を「技監、参事」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 堀 内 順 一

山梨県企業局議規程の一部を改正する規程
山梨県企業局議規程（昭和五十三年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「技監」の下に「、参事」を加える。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 堀 内 順 一

山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部を改正する規程
山梨県企業局職員職務発明等取扱規程（平成十二年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

監 査 委 員

山梨県監査委員規則第一号

山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県監査委員 勝 早 川 正 良 三

同 高 尾 堅 一

同 小 林 永 子

山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則（昭和四十八年山梨県監査委員規則第一号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「第十八条」を「第五条」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 山梨県監査委員 | 勝 | 良 | 三 |
| 同 | 早 | 川 | 正 |
| 同 | 高 | 尾 | 堅 |
| 同 | 小 | 林 | 永 |
| | | | 子 |

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十五号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。